

令和6年度
特許審査の質についての
ユーザー評価調査報告書

令和6年9月

特 許 庁

目次

目次.....	i
1. 調査の概要.....	1
(1) 背景	1
(2) 本調査の目的.....	1
(3) 調査方法	1
(4) 回答率	2
2. 集計結果.....	4
(1) 国内出願における特許審査の質について.....	4
(2) PCT 出願における国際調査等の質について	14
(3) 他の国／地域の特許庁と比較した評価	20
(4) 個別項目のうち優先的に取り組むべき項目について.....	21
3. 調査結果のまとめ	24
4. 今後の取組について.....	24
謝辞.....	24
(付録)調査票.....	25

1. 調査の概要

(1) 背景

国際的に信頼される質の高い特許審査及び適切な特許権の設定が、企業の円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションの促進や健全な取引秩序の維持を図る上で重要です。このような認識の下、特許庁は、世界最高品質の特許審査の実現に取り組むための品質管理の基本原則を示した「特許審査に関する品質ポリシー」(以下、「品質ポリシー」と言います。)を平成26年に公表しました。品質ポリシーでは、「幅広いニーズや期待に応えます」という原則を掲げ、特許庁が、我が国社会の利益及び特許制度に関わる方々の満足に資するよう、特許審査に対する幅広いニーズや期待を把握し尊重することを宣言しております。

特許審査の質の現状を把握し、質の維持・向上のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。特許庁は、平成24年度から特許審査の質についてのユーザー評価調査を実施し、ユーザーの声を品質管理施策に反映させてまいりました。

本報告書では、令和6年度調査の結果について報告します。

(2) 本調査の目的

本調査は、特許審査¹の質について、ユーザーからの評価、意見等を収集し、特許審査の質の現状を把握するためのデータとして活用するとともに、今後の特許審査の質の改善に役立たせることを目的としています。

すなわち、本調査は、「特許審査の品質管理に関するマニュアル」に示されるところの「特許審査の質の維持・向上のためのサイクル(PDCA サイクル)」において、特許審査業務の評価(CHECK)として位置づけられます。そして、品質ポリシーに掲げられた「継続的に業務を改善します」という原則も実践すべく、特許審査及びその関連業務の継続的な改善のために本調査の結果を活用していきます。

(3) 調査方法

前年度の国内出願における特許審査全般の質(票1)・PCT出願における国際調査等全般の質(票2)について、オンラインアンケート形式にて、満足度を5段階²で聴取しました。対象者には、オンラインアンケートに回答するためのパスワードを電子メール等により送付し、回答の際の記名は任意としました。また、回答受付期間は令和6年4月～6月としました。

対象者は以下の通り選定しました。なお、票1及び票2の対象者には重複があり、この重複を除くと対象者は合わせて721者でした。

¹ 品質ポリシー同様、本報告書における「特許審査」は、発明の審査(PCT出願に関する国際調査及び予備審査を含む)及び実用新案技術評価書の作成を意味するものとします。ただし、国内出願における特許審査について説明する箇所では、国内出願の発明の審査を意味します。

² 「満足」・「比較的満足」・「普通」・「比較的不満」・「不満」

表 1: 票 1 の対象者の選定方法等

	対象者の選定方法	対象者数	合計
国内出願 (票 1)	令和 4 年度に筆頭出願人として 50 件以上の国内出願を行った <u>内国出願人</u> ³	497 者	648 者
	令和 4 年度に筆頭出願人として 50 件以上の国内出願を行った <u>在外出願人</u> ³	68 者	
	令和 4 年度に筆頭出願人として 50 件未満の国内出願を行った <u>小規模出願人</u> ⁴	33 者	
	令和 4 年度における国内出願の代理件数が上位 50 者の <u>代理人</u>	50 者	

表 2: 票 2 の対象者の選定方法等

	対象者の選定方法	対象者数	合計
PCT 出願 (票 2)	令和 4 年度に筆頭出願人として 18 件以上の PCT 出願を行った <u>内国出願人</u> (個人を除く)	302 者	358 者
	令和 4 年度に筆頭出願人として 18 件未満の PCT 出願を行った <u>小規模出願人</u> ⁴	26 者	
	令和 4 年度における PCT 出願の代理件数が上位 30 者の <u>代理人</u>	30 者	

(4) 回答率

表 3 は、回答率の経年変化を示したものです。今年度の回答率は国内出願(票 1)で 83.8%、PCT 出願(票 2)で 86.9%でした。票 1 及び票 2 の回答者の重複を除くと回答者数は合わせて 601 者(721 者中)でした。

また、表 4 は、票 1 及び票 2 の回答者の属性・業種内訳を示したものです。

表 3: 各調査票の回答率の経年変化⁵

	R6(回答数/対象数)	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	H26	H25	H24
票 1	83.8% (543/648)	80.4 %	84.9 %	87.3 %	87.0 %	88.0 %	90.0 %	90.6 %	89.3 %	85.5 %	86.8 %	91.8 %	91.4 %
票 2	86.9% (311/358)	82.0 %	85.9 %	88.4 %	85.1 %	90.5 %	93.5 %	92.3 %	91.2 %	87.4 %	88.7 %	90.6 %	91.8 %

³ 令和 5 年度に査定謄本の送達があり、公開されている案件を有している者に限る。また個人を除く。

⁴ 資本金が 3 億円以下又は従業員数が 300 人以下の企業(製造業に限る)であり、特許庁との意見交換等の実績を有する企業から任意に抽出。

⁵ 令和元年度以前の調査においては、「A 票」、「C 票」が、それぞれ票 1、票 2 に相当します。

表 4: 回答者の属性・業種内訳

属性・業種 ⁶		票 1		票 2	
		回答者数	割合	回答者数	割合
内 国 出 願 人	金属	27	5.0%	18	5.8%
	建設	12	2.2%	3	1.0%
	機械	103	19.0%	47	15.1%
	化学	75	13.8%	62	19.9%
	食品・医薬	20	3.7%	12	3.9%
	電気	77	14.2%	46	14.8%
	その他(製造業)	11	2.0%	5	1.6%
	その他(製造業以外)	54	9.9%	24	7.7%
	学校・公的研究機関等	18	3.3%	15	4.8%
代理人		42	7.7%	23	7.4%
在外出願人		18	3.3%	0	0.0%
無記名		86	15.8%	56	18.0%
合計		543	100.0%	311	100.0%

⁶ 日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)、ユーザーの利便性を向上させる特許審査の運用に関する調査研究報告書(平成 23 年 2 月)等を参考にして内国出願人を 9 業種に分類。

2. 集計結果

(1) 国内出願における特許審査の質について

<全体評価>

図1は、国内出願における特許審査全般の質についての評価⁷の経年変化を示すものです。「普通」以上の評価割合が97.4%(昨年度96.6%)、上位評価⁸割合が60.9%(同61.1%)であり、昨年度調査の結果から大きな変化は見られませんでした。(図1)

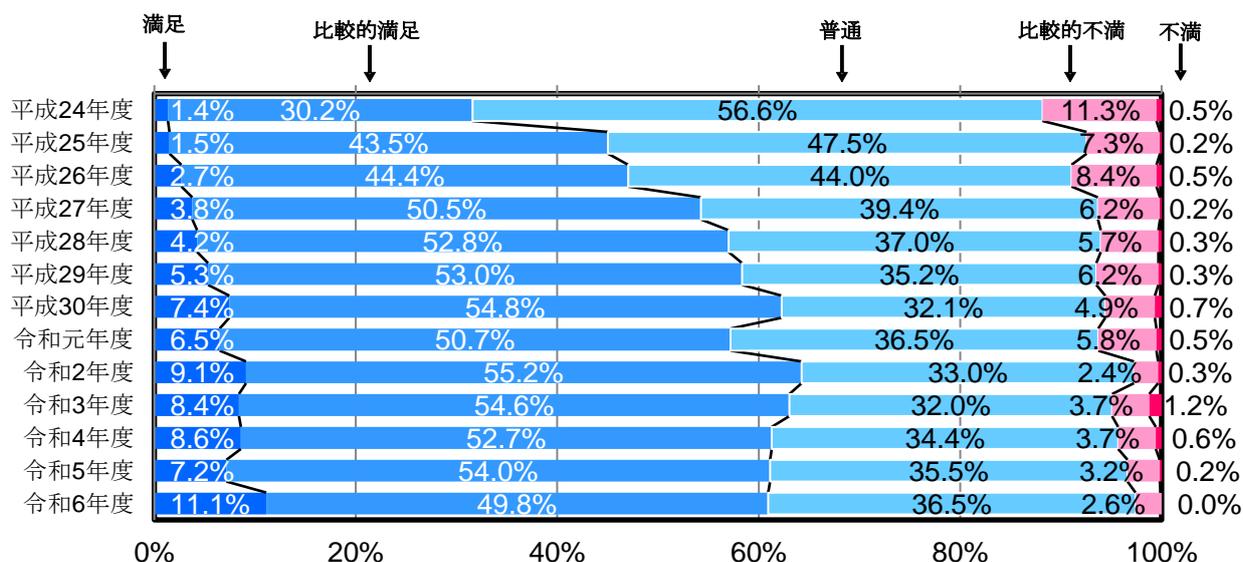


図1: 特許審査全般の質についての評価(全体評価)

⁷ 本報告書において、経年変化を示すグラフの縦軸は原則として「調査年度」を示しています。各年度調査はそれぞれ「前年度の」特許審査・国際調査等全般の質についての評価を問うものです。

⁸ 「満足」「比較的満足」の評価。本報告書において以降も同様の意味で使用します。

<判断の均質性>

図 2 は、昨年度調査の結果に基づいて優先項目⁹とした「判断の均質性」についての評価です。今年度の「普通」以上の評価の割合は 85.3%(同 85.8%)、上位評価割合は 41.5%(同 36.9%)でした。

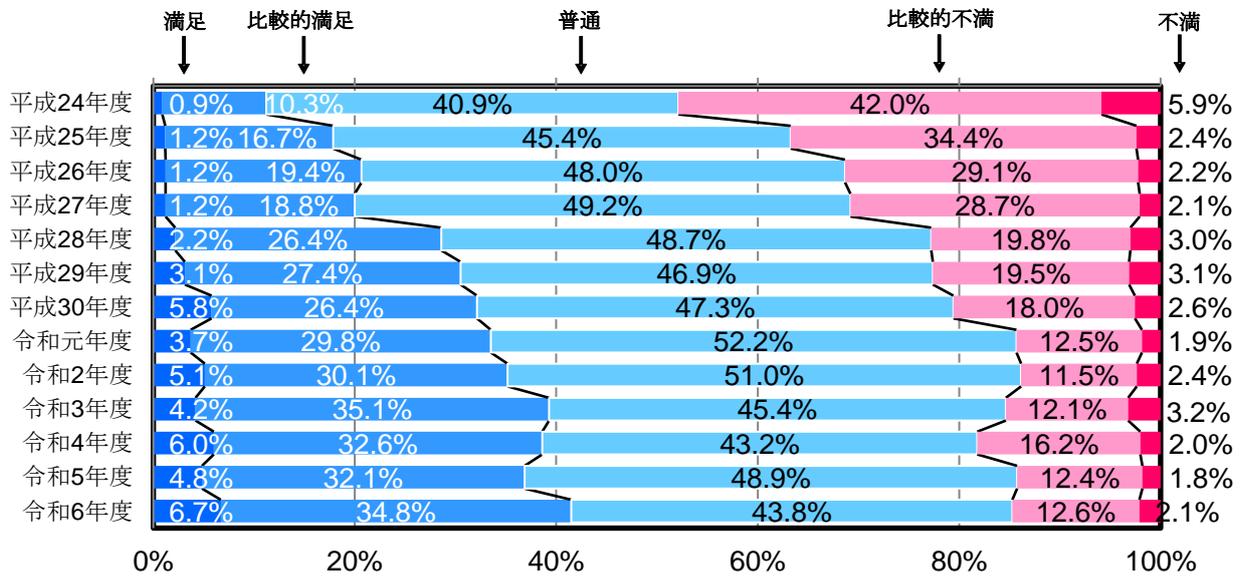


図 2: 判断の均質性についての評価

同様に優先項目とした「第 29 条第 2 項(進歩性)の判断の均質性」についての評価は、「普通」以上の評価の割合が 82.8%(同 83.4%)、上位評価割合が 39.9%(同 38.1%)でした(図 3)。

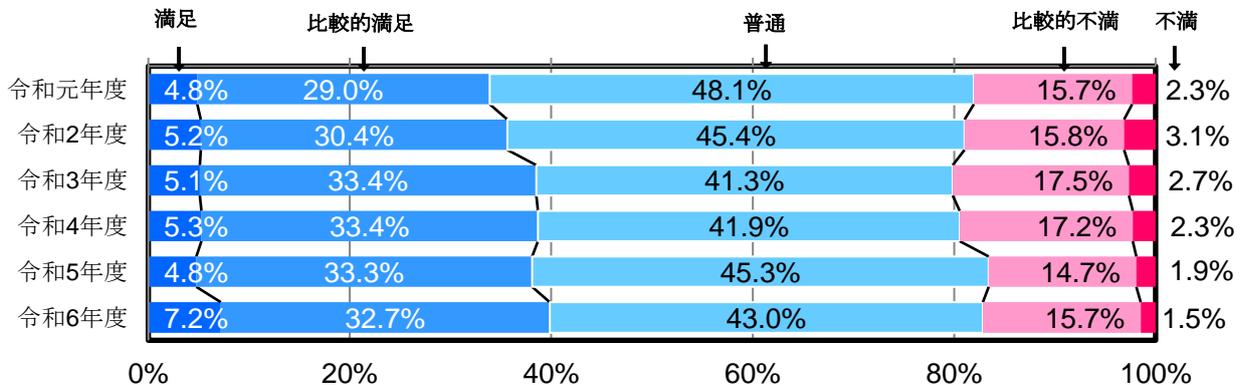


図 3: 第 29 条第 2 項(進歩性)の判断の均質性についての評価

⁹ 個別項目のうち、特許審査全般の質の全体評価との相関性が高く、かつ評価が低い項目。

また、判断の均質性の下位項目である第36条(記載要件)関連の判断の均質性についての評価は以下の通りでした(図4)。なお、昨年度までは「記載要件」として1問で聴取していたところ、今年度は「実施可能要件・サポート要件」及び「明確性要件」に分けて聴取しました。

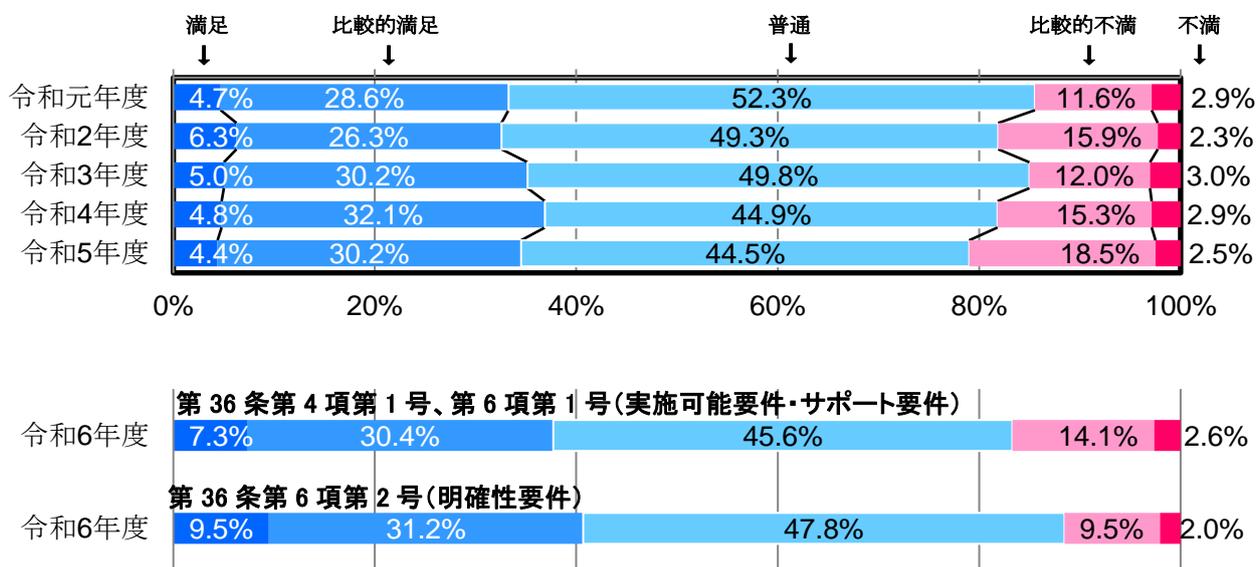


図4: 第36条関連(記載要件)の判断の均質性についての評価

また、判断の均質性に関し、自由記入欄においては進歩性やサポート要件について審査部門間や審査官間で判断のばらつきを感じるとのコメントが見られました。特にサポート要件については、厳しく通知する審査官もいれば、そうでない審査官もいるとのコメントが複数ありました。

<審査官とのコミュニケーション>

図5は、特許庁が達成すべき目標(実施庁目標)に関する「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」についての評価です。今年度の「普通」以上の評価の割合は98.7%(同96.3%)、上位評価割合は78.1%(同65.5%)であり、令和5年度実施庁目標(上位評価割合65%以上)を達成しました。

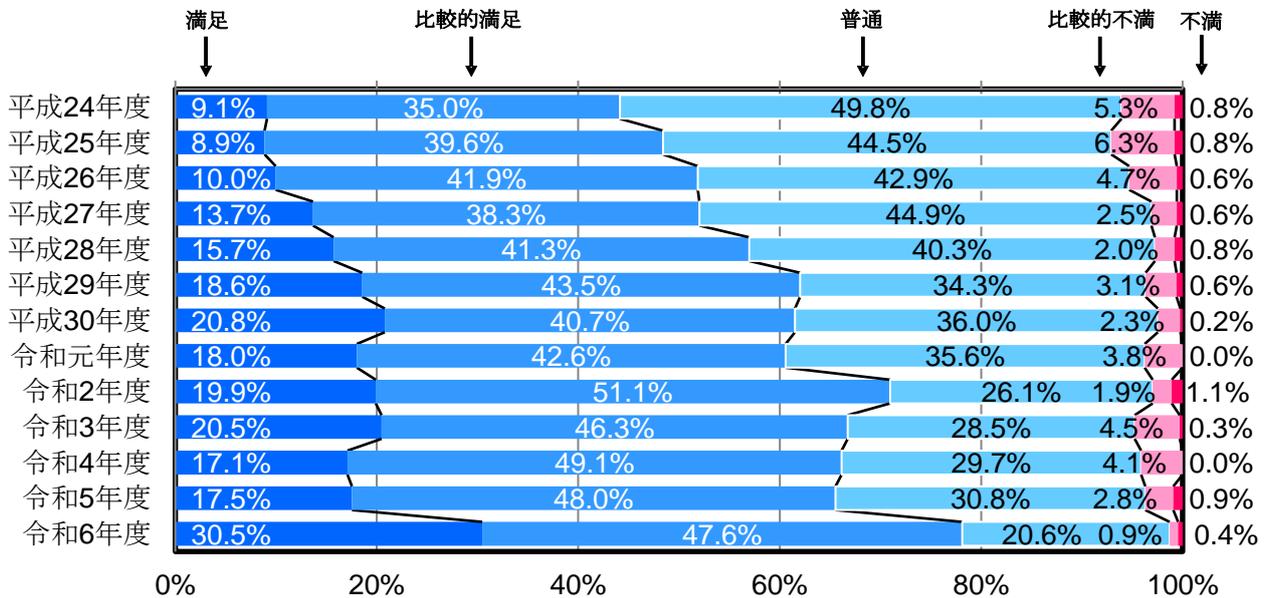


図5: 面接、電話等における審査官とのコミュニケーションについての評価

また、自由記入欄においては肯定的な意見が多く見られ、審査官の丁寧な対応や、審査官とのコミュニケーションの有用性、適切な心証開示を肯定的に評価する意見が見られました。

＜その他各個別項目＞

図 6～19 は、その他の各個別項目についての評価の経年変化を示したものです。

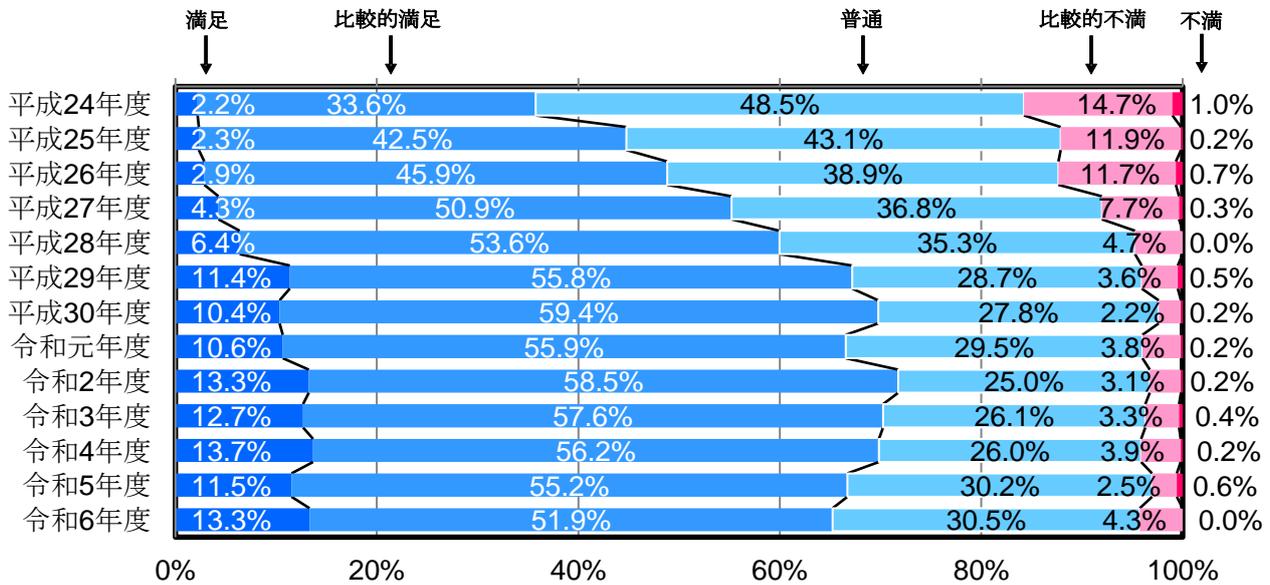


図 6: 拒絶理由通知等(拒絶査定を除く)の記載のわかりやすさについての評価

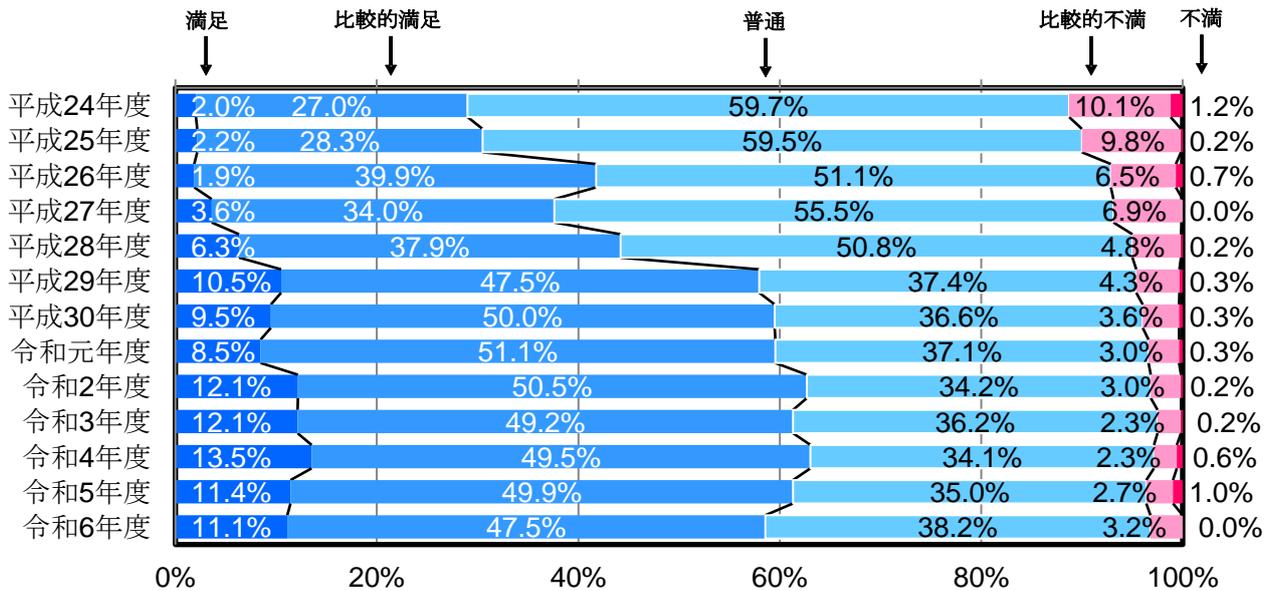


図 7: 拒絶査定の記載のわかりやすさについての評価

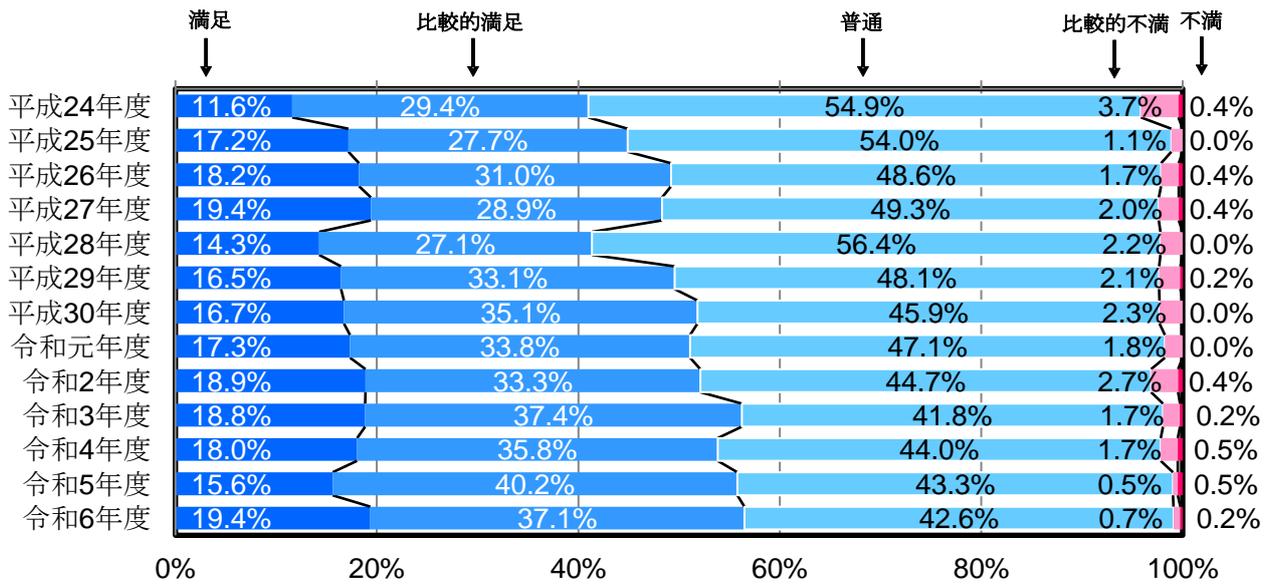


図 8: 第 29 条第 1 項柱書(発明該当性、産業上の利用可能性)の運用についての評価

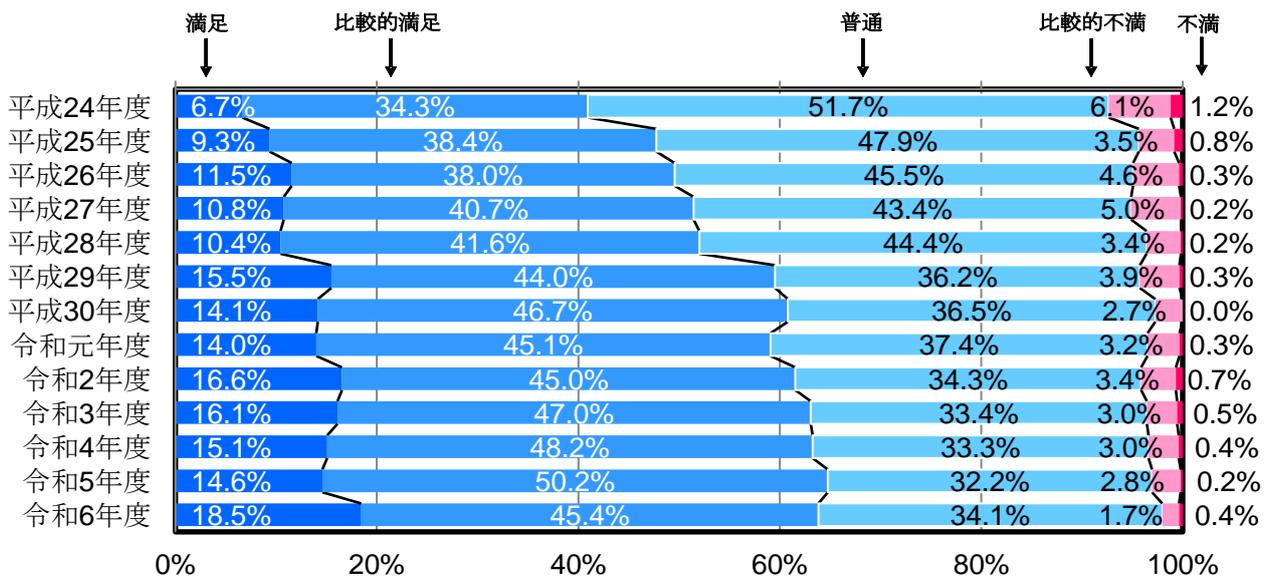


図 9: 第 29 条第 1 項(新規性)の運用についての評価

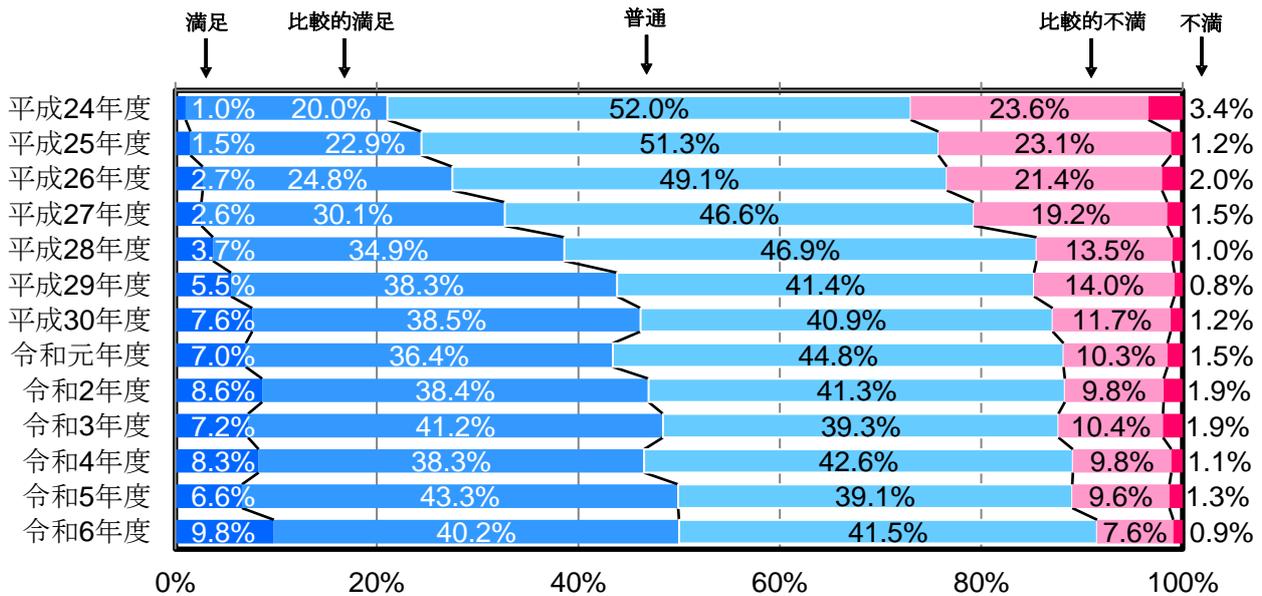


図 10: 第 29 条第 2 項(進捗性)の運用についての評価

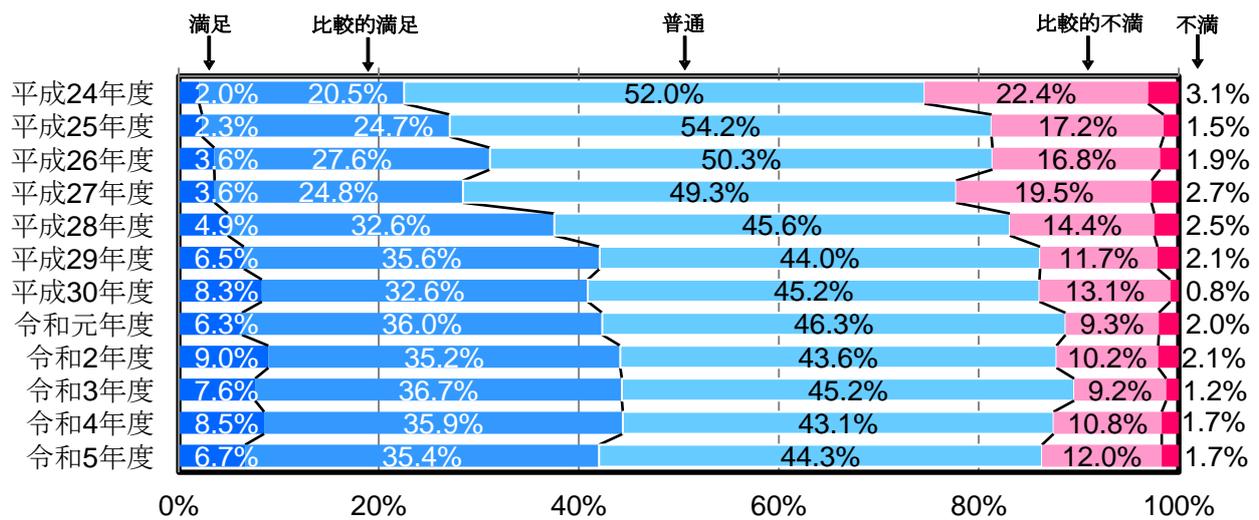


図 11: 第 36 条関連(記載要件)の運用についての評価¹⁰

¹⁰ 昨年度までは「記載要件」として1問で聴取していたところ、今年度は「実施可能要件・サポート要件」及び「明確性要件」に分けて聴取。

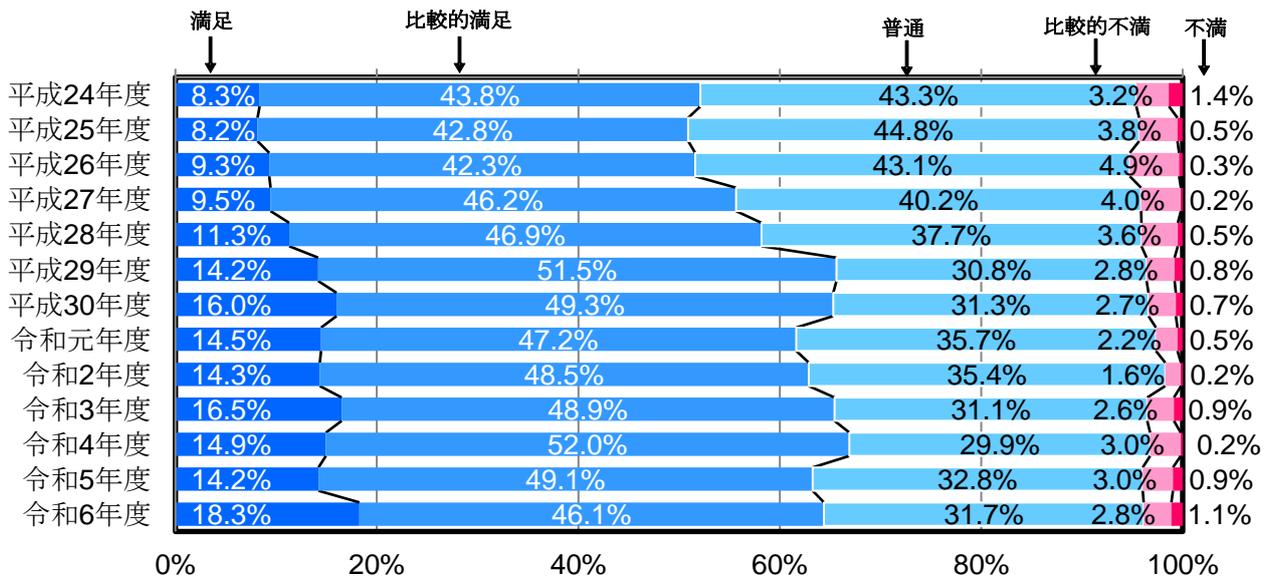


図 12: 国内特許文献の調査についての評価

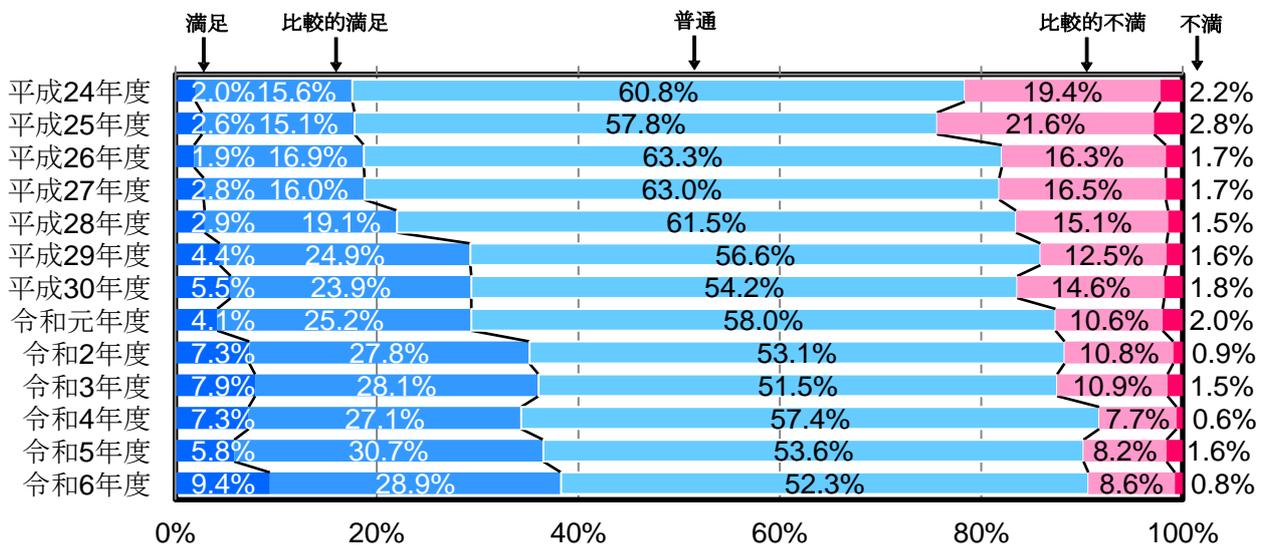


図 13: 外国特許文献の調査についての評価

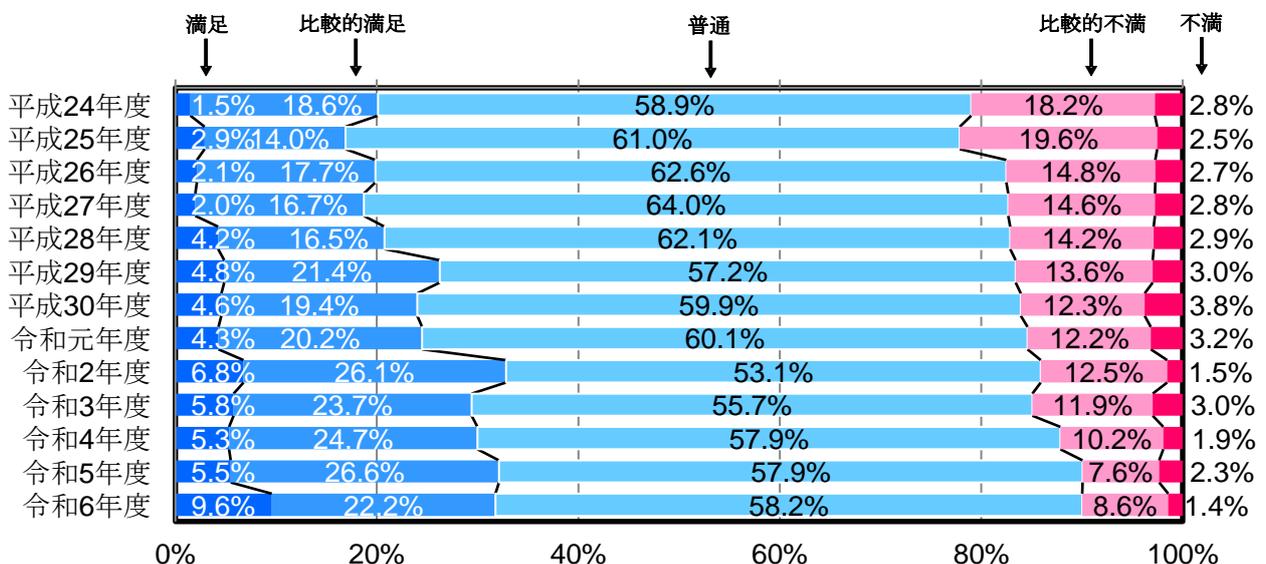


図 14: 非特許文献等の調査についての評価

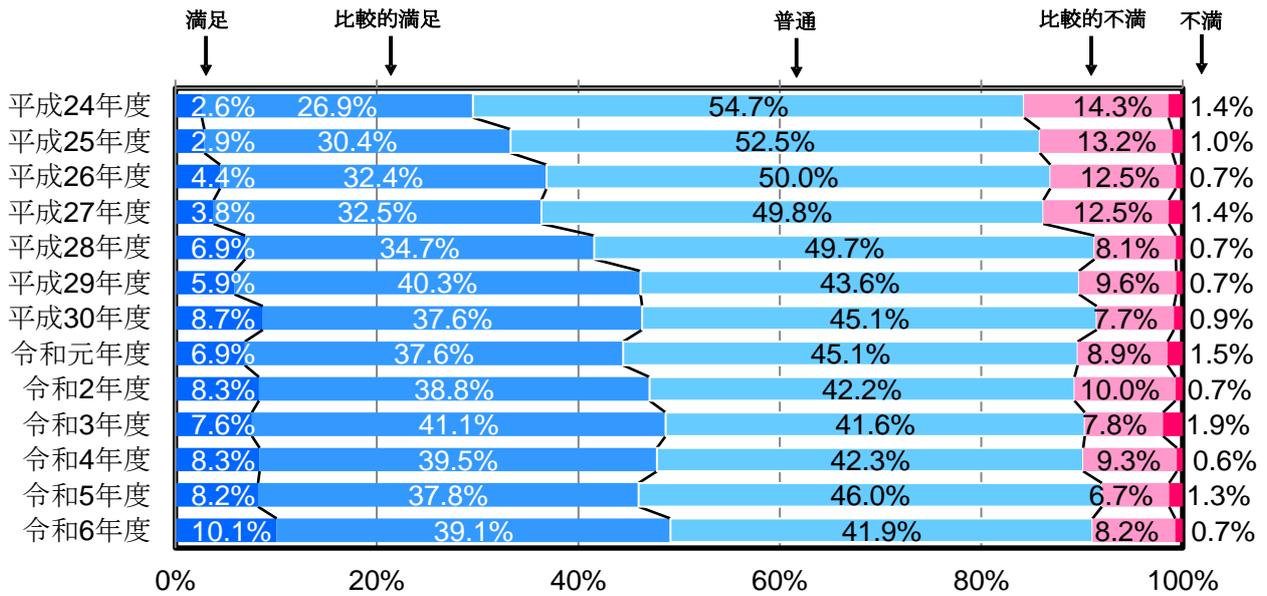


図 15: 審査官の技術等に関する専門知識レベルについての評価

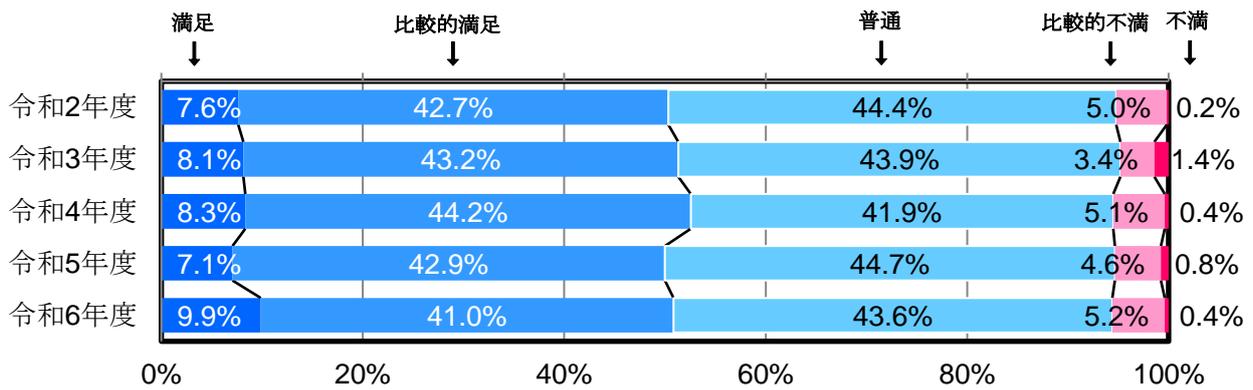


図 16: 意見書で主張した事項に対する応答

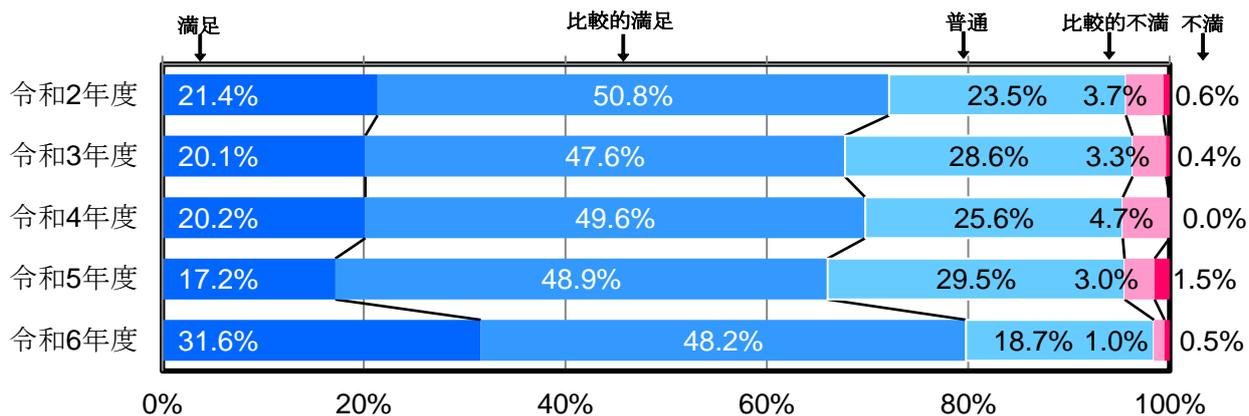


図 17: 面接における審査官とのコミュニケーションについての評価

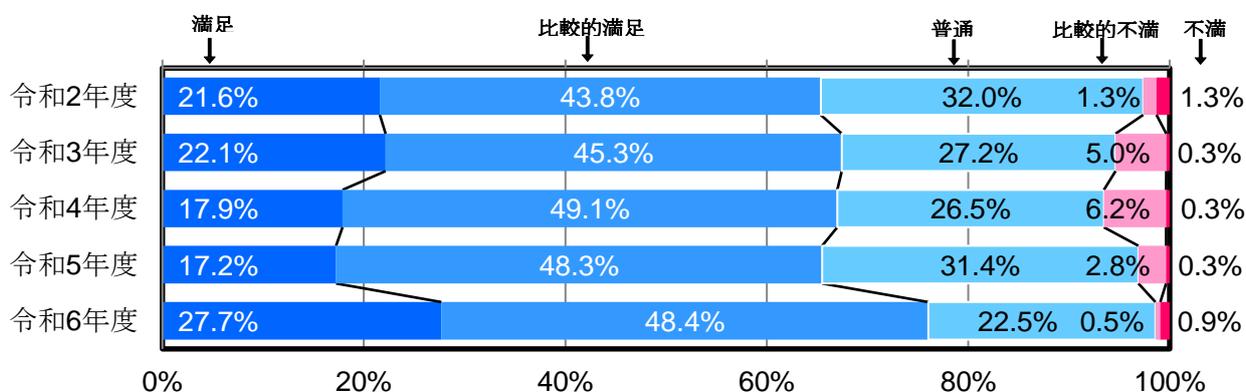


図 18: 電話等における審査官とのコミュニケーションについての評価

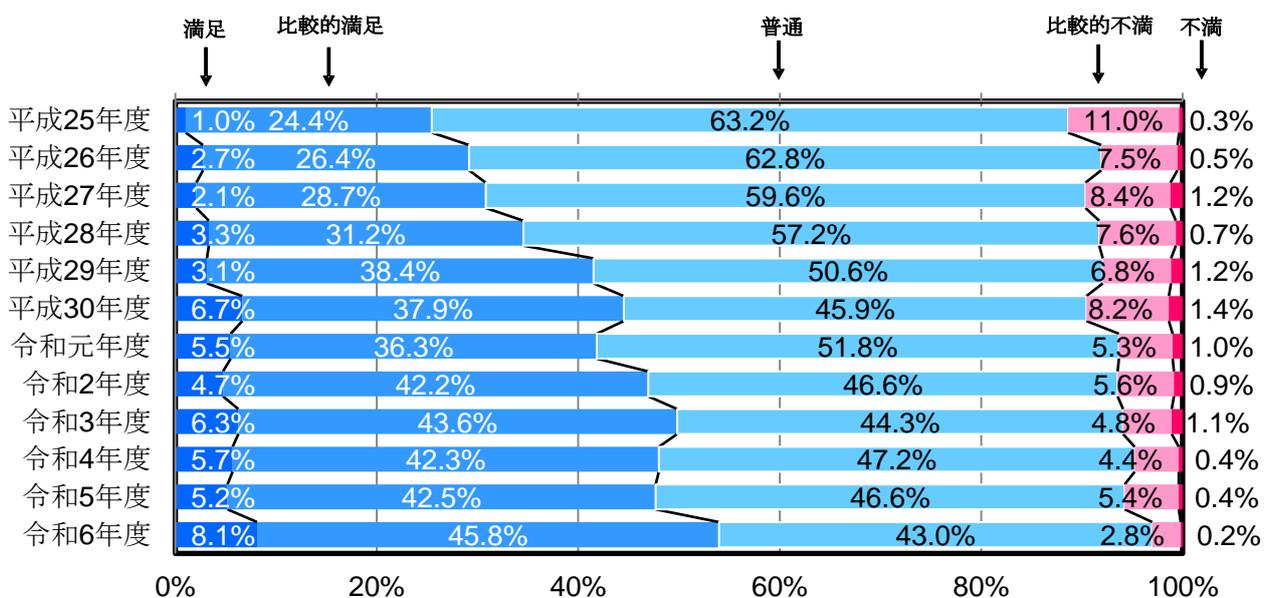


図 19: 審査を通して付与された特許の権利範囲についての評価

(2)PCT 出願における国際調査等の質について

<全体評価>

図 20 は、PCT 出願における国際調査等全般の質についての評価の経年変化を示すものです。「普通」以上の評価の割合が 96.8%(昨年度調査では 97.1%)、上位評価割合が 59.4%(同 63.7%)であり、昨年度調査の結果から大きな変化は見られませんでした。

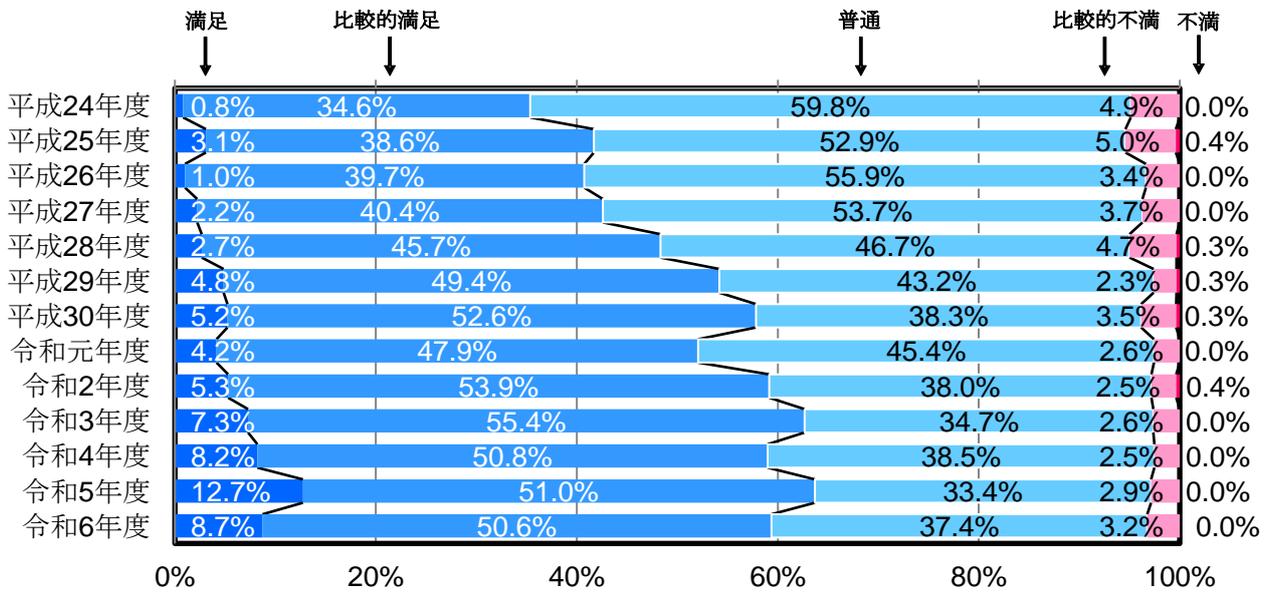


図 20: 国際調査等全般の質についての評価(全体評価)

<国際調査等における判断の均質性>

昨年度調査の結果に基づいて優先項目¹¹とした「国際調査等における判断の均質性」についての評価は、「普通」以上の評価の割合が94.1%(同 94.4%)、上位評価割合が47.2%(同 49.3%)でした(図 21)。

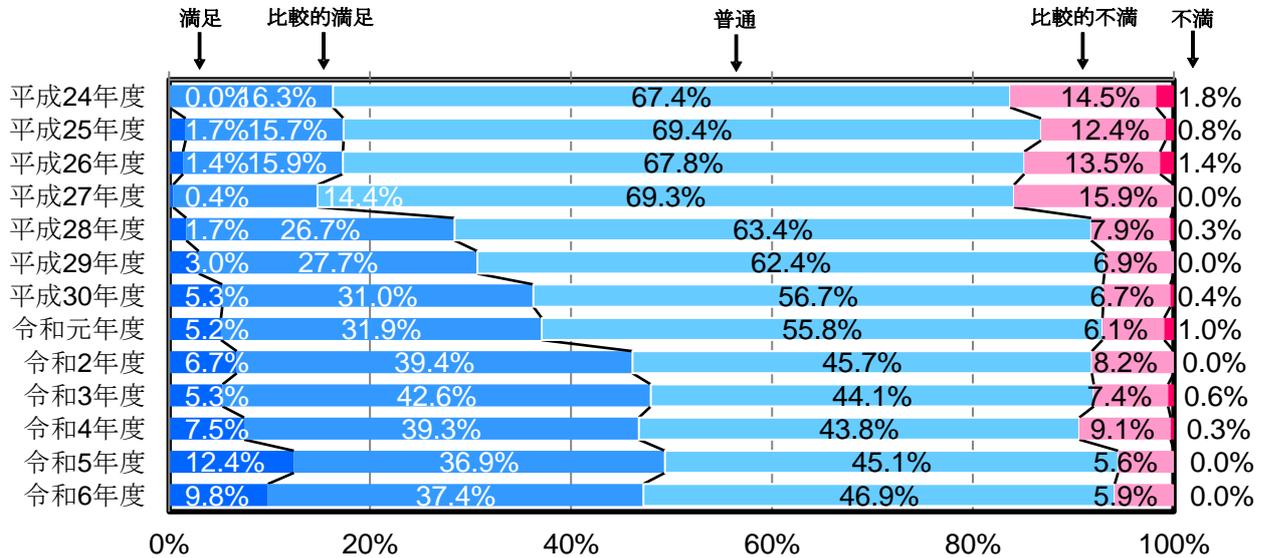


図 21: 国際調査等における判断の均質性についての評価

また、自由記入欄を見ると、国内審査よりも均質性が高いとの声や、各国と比較して均質性が高いといった肯定的な意見がある一方で、判断にばらつきがあるとの否定的な意見も併せて見られました。

¹¹ 個別項目のうち、国際調査等全般の質の全体評価との相関性が高く、かつ評価が低い項目。

<その他各個別項目>

図 22～32 は、その他の各個別項目についての評価の経年変化を示したものです。

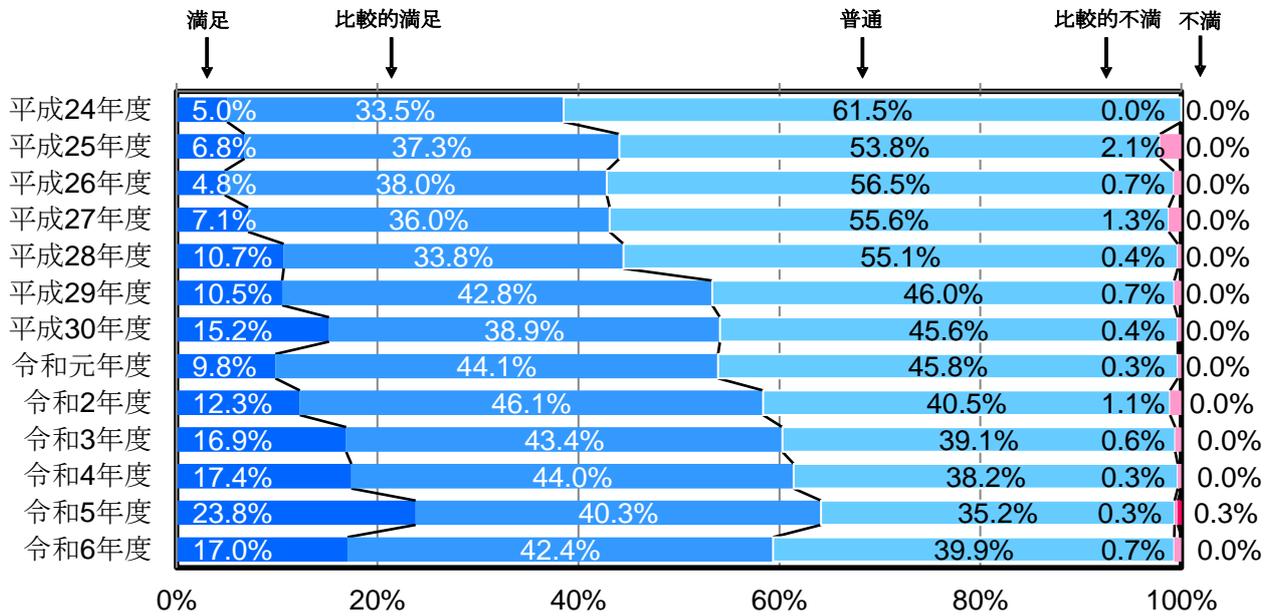


図 22: 国際特許分類の精度についての評価

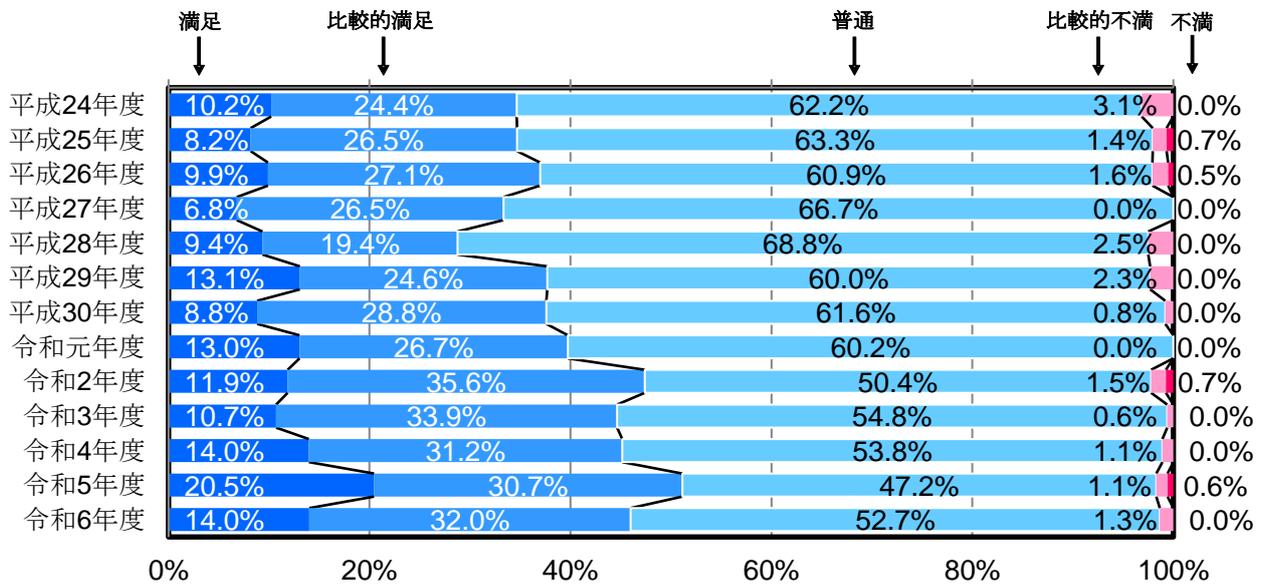


図 23: 除外対象に関する判断についての評価

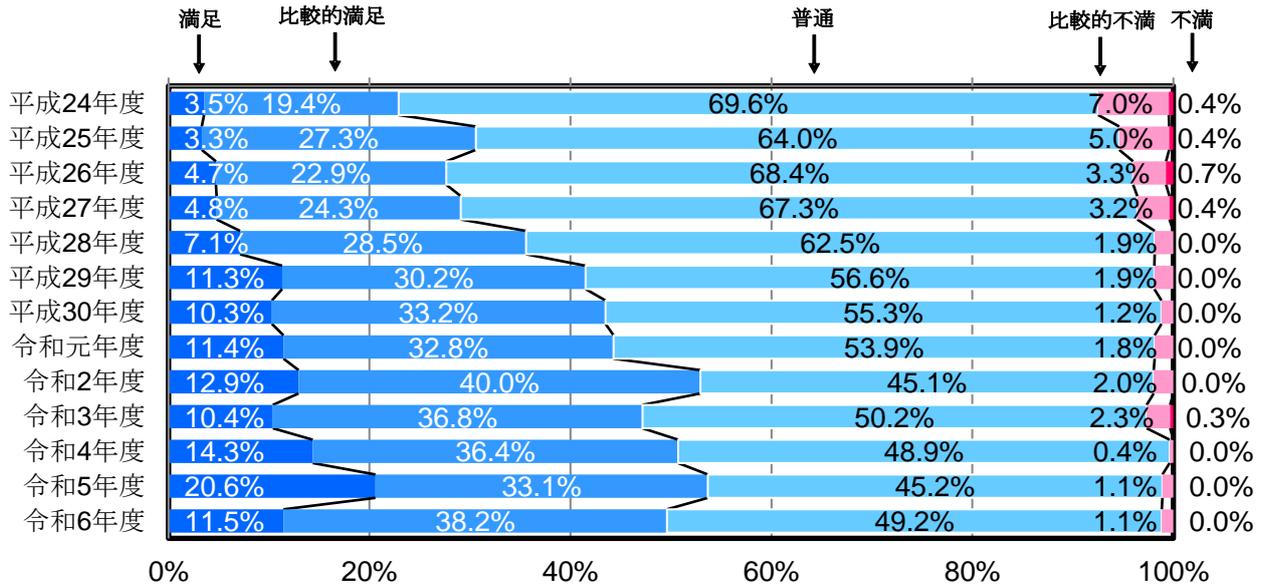


図 24: 単一性違反に関する判断についての評価

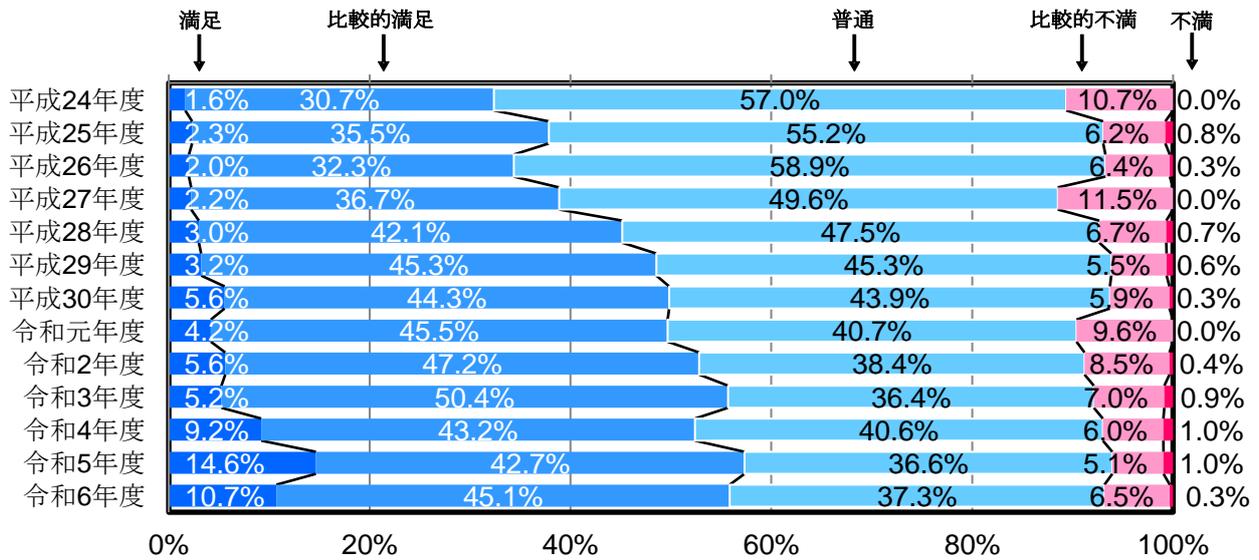


図 25: 新規性・進歩性に関する判断についての評価

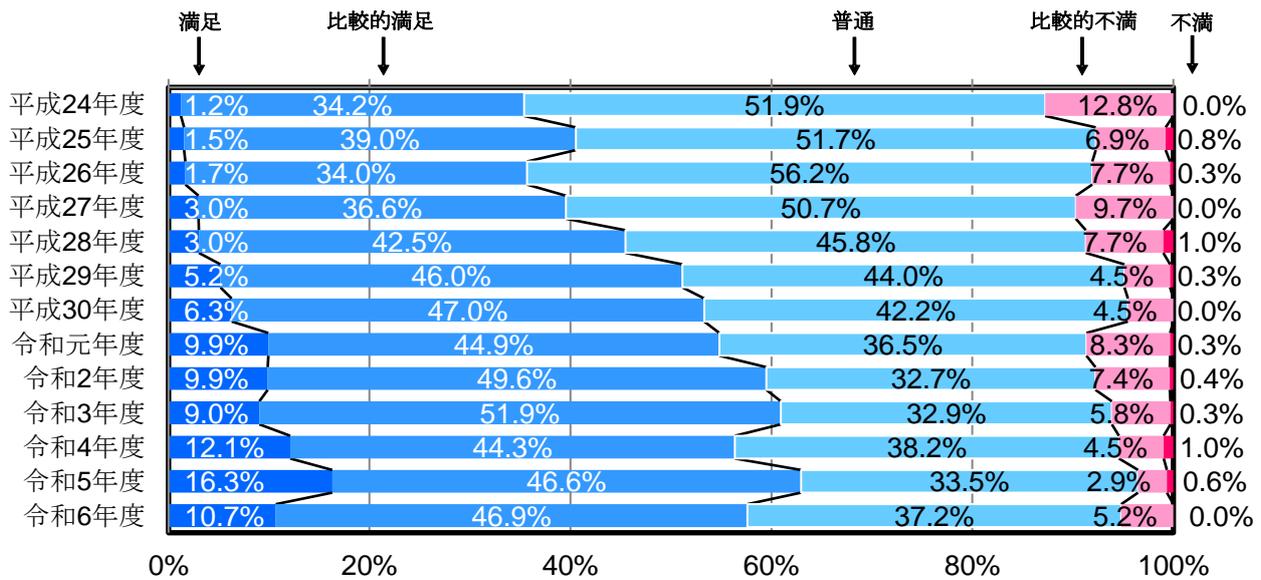


図 26: 新規性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさについての評価

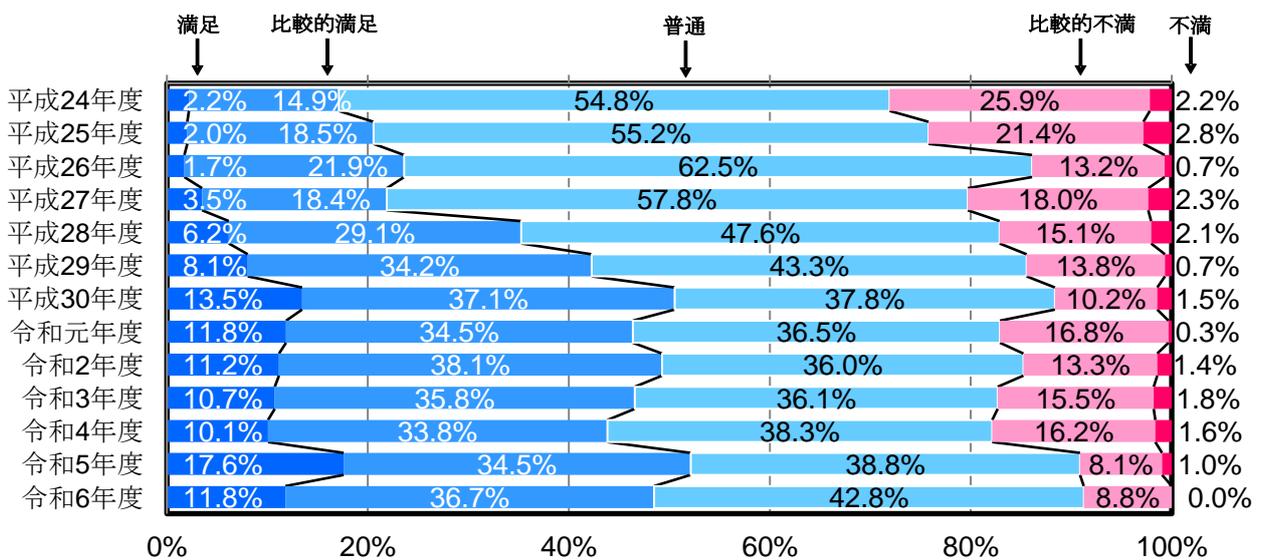


図 27: 国際段階と国内段階との間での判断の一貫性についての評価

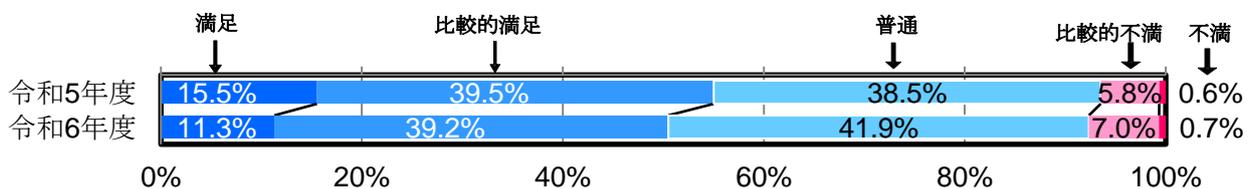


図 28: 国際段階と国内段階との間での判断の一貫性(新規性・進歩性)についての評価

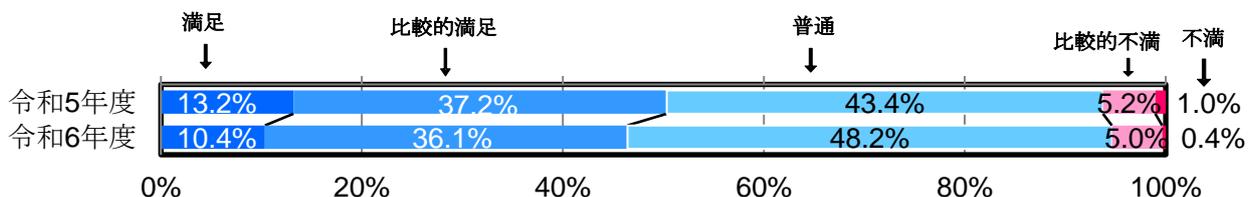


図 29: 国際段階と国内段階との間での判断の一貫性(記載要件)についての評価

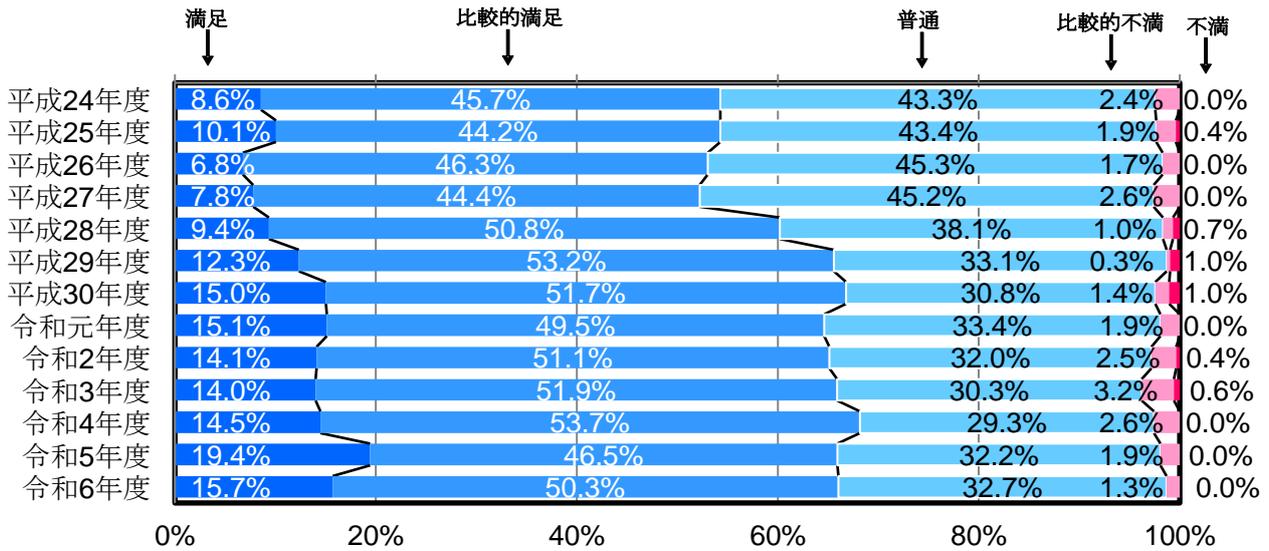


図 30: 国内特許文献の調査についての評価

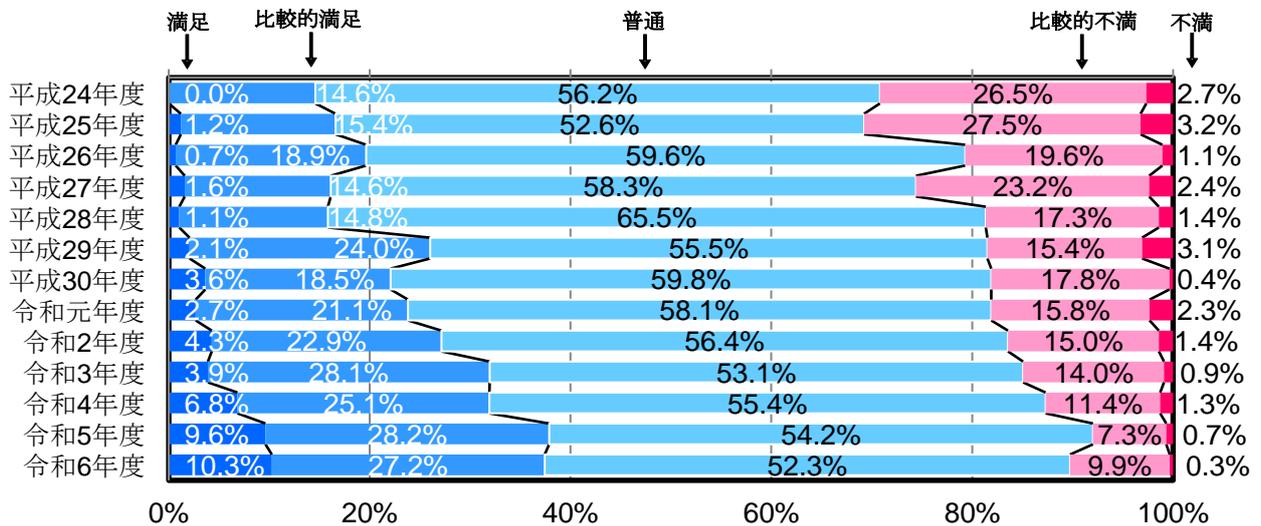


図 31: 外国特許文献の調査についての評価

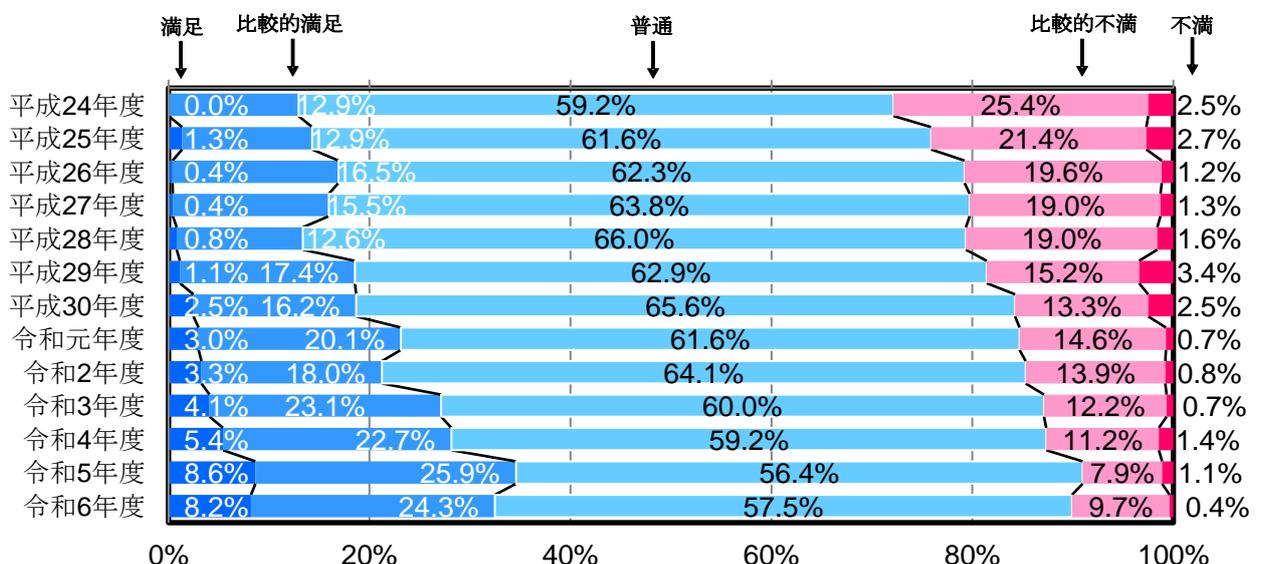


図 32: 非特許文献等の調査についての評価

(3) 他国／地域の特許庁と比較した評価

表5は、日米欧中韓の五庁（日本国特許庁：JPO、米国特許商標庁：USPTO、欧州特許庁：EPO、中国国家知識産権局：CNIPA、韓国特許庁：KIPO）における特許審査の質に関し、各観点からそれぞれ優れている（又は望ましい）と感じる庁についての回答（複数選択形式）を集計した結果を示したものです。

いずれの観点においても、JPO が最も支持される結果となりました。特に、自由記入欄においては、JPO の審査は他庁に比べて判断が適切であり均質性があるとの意見が複数見られました。

表5:各観点からそれぞれ優れている（又は望ましい）と感じる庁¹²

観点	JPO	USPTO	EPO	CNIPA	KIPO
拒絶理由通知等の記載のわかりやすさ	151 (49.3%)	57 (18.6%)	63 (20.6%)	34 (11.1%)	38 (12.4%)
発明該当性、産業上の利用可能性（特許適格性）の判断	82 (26.8%)	30 (9.8%)	38 (12.4%)	19 (6.2%)	24 (7.8%)
新規性・進歩性の判断	124 (40.5%)	37 (12.1%)	77 (25.2%)	19 (6.2%)	32 (10.5%)
記載要件の判断	88 (28.8%)	31 (10.1%)	41 (13.4%)	18 (5.9%)	21 (6.9%)
判断の均質性	101 (33.0%)	12 (3.9%)	66 (21.6%)	9 (2.9%)	24 (7.8%)
先行技術文献調査	107 (35.0%)	41 (13.4%)	96 (31.4%)	45 (14.7%)	18 (5.9%)
審査官の技術等に関する専門知識レベル	118 (38.6%)	13 (4.2%)	74 (24.2%)	17 (5.6%)	19 (6.2%)
意見書で主張した事項に対する応答	112 (36.6%)	44 (14.4%)	44 (14.4%)	20 (6.5%)	18 (5.9%)
面接、電話等における審査官とのコミュニケーション	87 (28.4%)	49 (16.0%)	11 (3.6%)	15 (4.9%)	12 (3.9%)
審査を通して付与された特許の権利範囲	101 (33.0%)	46 (15.0%)	38 (12.4%)	11 (3.6%)	30 (9.8%)

¹²票1の回答者のうち、「他庁と比較できるほど審査を受けた経験がない庁・・・」の設問においていずれの庁も選択しなかった回答者（＝五庁とも経験がある者）を母集団とした。括弧内は、母集団に対する各回答の割合。

(4) 個別項目のうち優先的に取り組むべき項目について

個別項目についての評価と全体評価との関係は、両者間の相関係数を用いて比較することができます。

図 33 は、国内出願における特許審査の質の個別項目(全 20 項目)について、各評価の平均値¹³を横軸、全体評価との相関係数を縦軸に示したものです。

同じく、図 34 は、PCT 出願における国際調査等全般の質の個別項目(全 12 項目)について、各評価の平均値を横軸、全体評価との相関係数を縦軸に示したものです。

いずれも、図中左側にある個別項目ほど相対的に評価が低く、図中上側にある個別項目ほど相対的に全体評価との相関が高い(全体評価に対する影響が大きいと考えられる)ことから、図中左上に位置する個別項目に優先的に取り組むべきであると判断できます。

図 33, 34 を見ると、国内出願において、「判断の均質性」、「第 29 条第 2 項(進歩性)の判断の均質性」が図中左上に位置し、優先的に取り組むべき項目(優先項目)に該当すると考えられます。

¹³ 評価を 5(満足)、4(比較的満足)、3(普通)、2(比較的不満)、1(不満)として集計した場合の平均値。

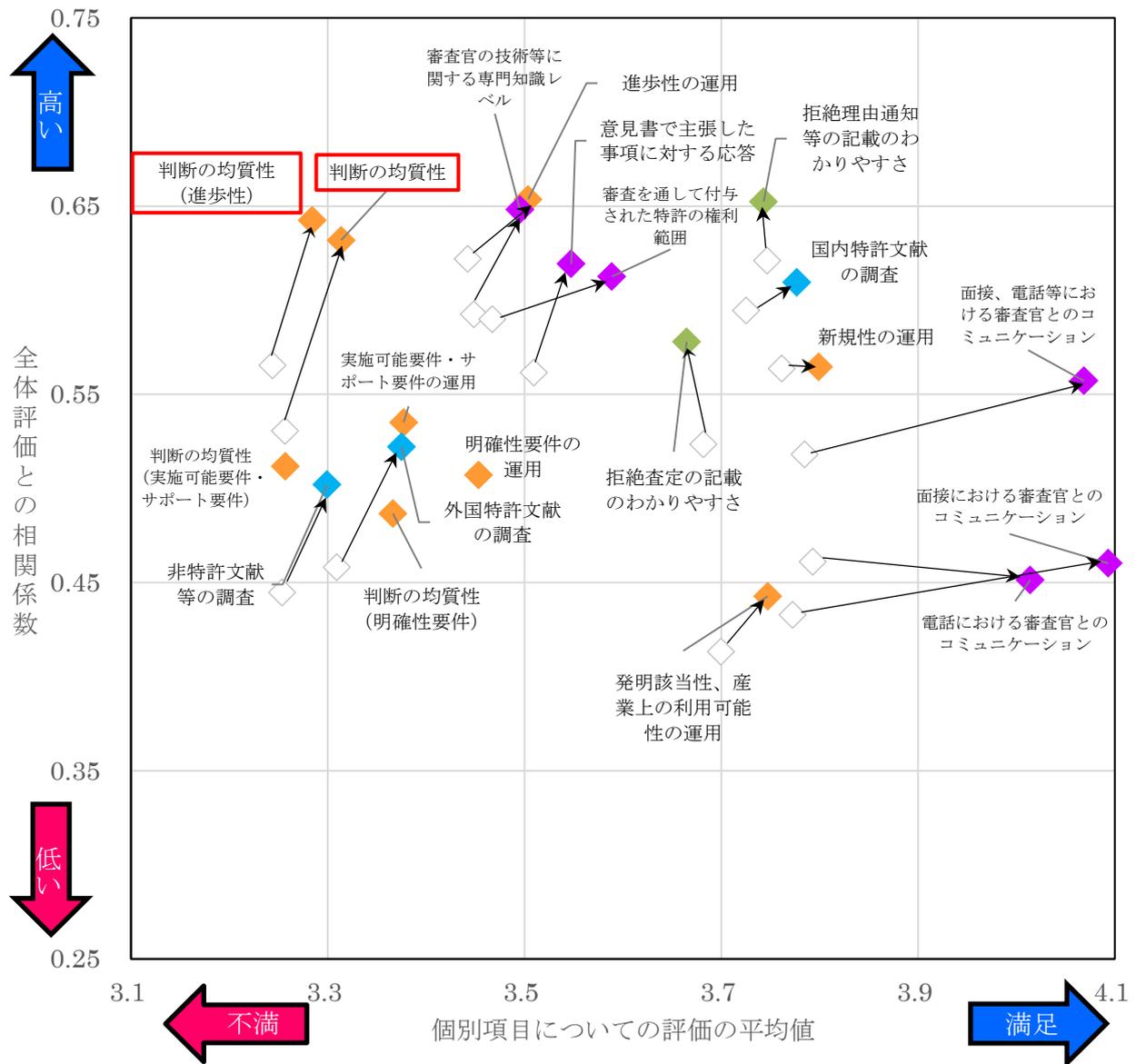


図 33: 個別項目についての評価の平均値と全体評価との相関係数(国内出願)¹⁴

¹⁴ 各項目の名称は簡略化して表示しています。先行技術文献調査に関する項目を水色、判断に関する項目を橙色、拒絶理由通知書等の記載に関する項目を緑色、その他の項目を紫色のマーカーで示しています。白色のマーカーと矢印は、昨年度調査の結果からの変化を示しています。

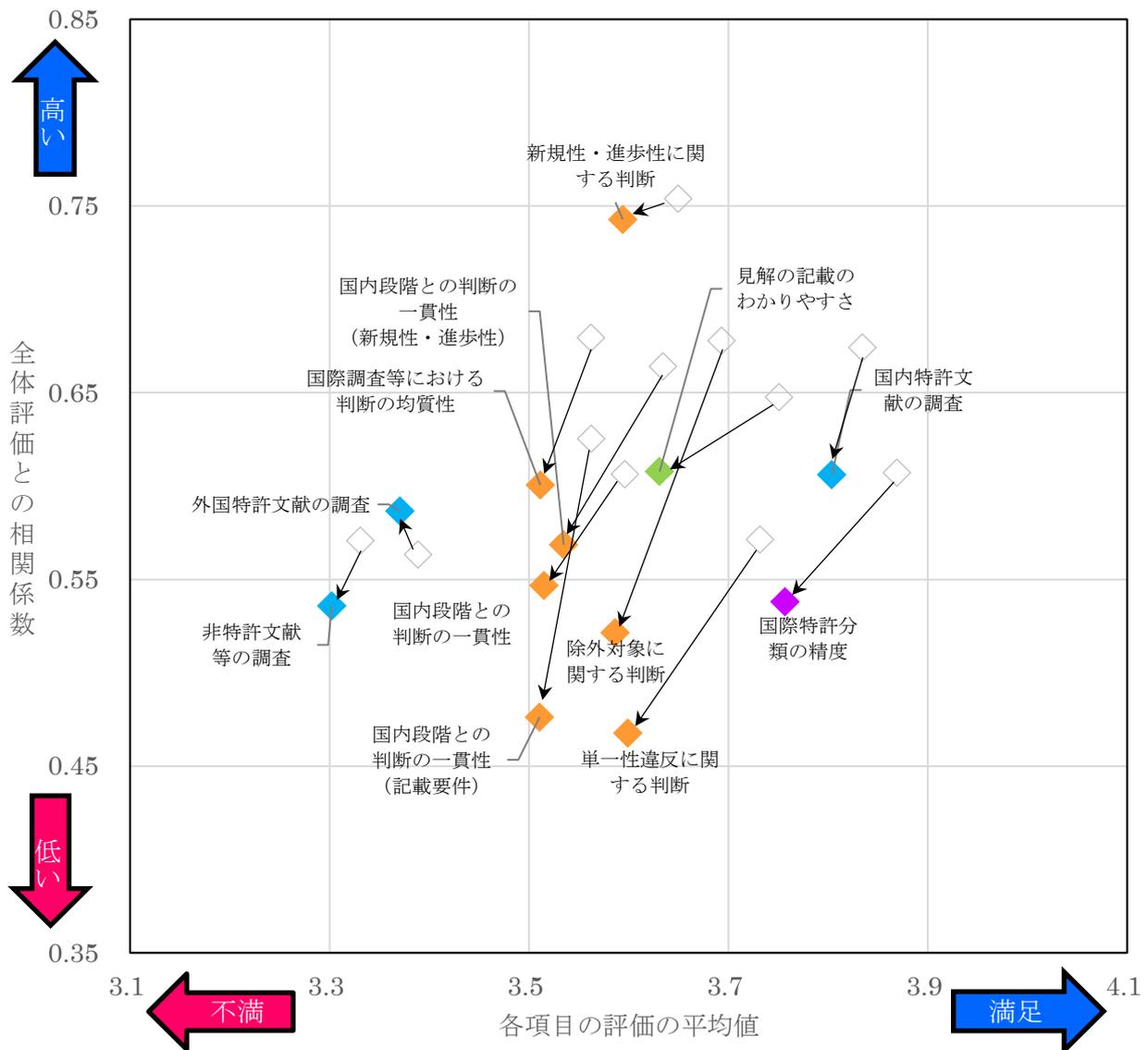


図 34: 個別項目についての評価の平均値と全体評価との相関係数 (PCT 出願)¹⁵

¹⁵ 各項目の名称は簡略化して表示しています。先行技術文献調査に関する項目を水色、判断に関する項目を橙色、国際調査等の見解の記載に関する項目を緑色、その他の項目を紫色のマーカで示しています。白色のマーカと矢印は、昨年度調査の結果からの変化を示しています。

3. 調査結果のまとめ

国内出願における特許審査全般の質についての評価(全体評価)は、「普通」以上の評価の割合が 97.4%(昨年度調査では 96.6%)、上位評価割合が 60.9%(昨年度 61.1%)で、昨年度調査の結果から大きな変化は見られませんでした。

個別項目についての評価と全体評価との相関を踏まえると、「判断の均質性」、「第 29 条第 2 項(進歩性)の判断の均質性」が優先項目に該当すると考えられます。

また、PCT 出願における国際調査等全般の質についての評価(全体評価)は、「普通」以上の評価の割合が 96.8%(昨年度調査では 97.1%)、上位評価割合が 59.4%(同 63.7%)で、昨年度調査の結果から大きな変化は見られませんでした。

4. 今後の取組について

今後も、これまでの特許審査の質の維持・向上のための取組を着実に実施するとともに、特許庁で実施している他の分析結果も踏まえ、今回抽出された「判断の均質性」等の課題の改善に取り組んでまいります。

なお、本調査の結果は、産業構造審議会の知的財産分科会に設けられた審査品質管理小委員会における、審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価等の議論のための基礎としても活用されます。

そして、ユーザーニーズの継続的な把握のため、来年度以降も同様の調査を継続する予定です。今後の調査に当たっては、実施時期や実施方法、調査対象者の選定方法、調査票の内容等について、更なる改善に向けて検討してまいります。

謝辞

本調査の実施に当たりましては、多くのユーザーの皆様のご協力を頂きました。ここに、心より感謝の意を表します。

特許審査の質の維持・向上のためには、ユーザーの皆様による評価を継続し、その結果に基づいて、特許審査及びその関連業務の継続的な改善を推進していくことが必要です。引き続きの御協力をお願いいたします。

(付録)調査票

【特許】票1：国内出願における特許審査全般の質について（1/2）

以下【1】～【4】に、2023年度の特許審査（審判は含みません）のご経験に基づいてお答えください。

【1】2023年度の特許審査全般の質についてどのように感じていますか。[必須]

満足 比較的満足 普通 比較的不満 不満

【2】2023年度の特許審査の質に関し、以下の個別項目についてご評価ください。[必須]

	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	わからない 経験がない
1. 拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載のわかりやすさ	<input type="radio"/>					
2. 拒絶査定に記載のわかりやすさ	<input type="radio"/>					

条文の運用

	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	わからない 経験がない
3-1. 発明該当性、産業上の利用可能性（第29条第1項柱書）	<input type="radio"/>					
3-2. 新規性（第29条第1項）	<input type="radio"/>					
3-3. 進歩性（第29条第2項）	<input type="radio"/>					
3-4. 実施可能要件・サポート要件（第36条第4項第1号、第6項第1号）	<input type="radio"/>					
3-5. 明確性要件（第36条第6項第2号）	<input type="radio"/>					

判断の均質性

	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	わからない 経験がない
4. 判断の均質性	<input type="radio"/>					
4-1. 進歩性（第29条第2項）	<input type="radio"/>					
4-2. 実施可能要件・サポート要件（第36条第4項第1号、第6項第1号）	<input type="radio"/>					
4-3. 明確性要件（第36条第6項第2号）	<input type="radio"/>					

先行技術調査

	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	わからない 経験がない
5-1. 国内特許文献の調査	<input type="radio"/>					
5-2. 外国特許文献の調査	<input type="radio"/>					
5-3. 非特許文献等の調査	<input type="radio"/>					

	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	わからない 経験がない
6. 審査官の技術等に関する専門知識レベル	<input type="radio"/>					
7. 意見書で主張した事項に対する応答	<input type="radio"/>					

コミュニケーション

2023年度に面接・電話等で審査官と直接コミュニケーションを取ったことがある場合、「はい」を選択してください。

はい いいえ

「はい」の方のみ、8.～8-2.をご評価ください。

	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	わからない 経験がない
8. 面接、電話等における審査官とのコミュニケーション	<input type="radio"/>					
8-1. 面接における審査官とのコミュニケーション	<input type="radio"/>					
8-2. 電話における審査官とのコミュニケーション	<input type="radio"/>					

	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	わからない 経験がない
9. 審査を通して付与された特許の権利範囲	<input type="radio"/>					

※出願の開示や先行技術との対比において、十全な権利範囲となっているか

1～9の個別項目のうち、特に評価の背景となった具体的な事例等があればお答えください。[任意]

i) 該当する個別項目

(プルダウンで選択してください)

ii) 評価の背景となった具体的な案件（出願番号、登録番号）や技術分野等

<記入例>

- ・①特願2021-012XXX
- ・②特許第765XXX号
- ・技術分野：計測

※技術分野の表記が分からない場合は、[審査第一～第四記の担当技術の概要 \(PDF:190KB\)](#) をご参照ください。

※判断の均質性の項目（4～4-3）をご選択の際は、可能な限り、比較対象となる他の案件を含めて複数の案件をご記入ください。

iii) 満足・不満等と評価された主な理由

<記入例>

- ・①：○○な点で、○○と感じた。
- ・②：○○な点で、○○と感じた。
- ・③と②において、○○な点で均質性がないと感じた。

※複数の事例をご記入された場合は、該当する案件とその内容が区別できるようにご記入ください。

ご記入頂いた事例及び内容は、品質向上を目的として担当審査官にフィードバックすることがあります。

希望されない場合は右にチェックしてください。

担当審査官へのフィードバック不可

他にも事例等ございましたら、右にチェックしてご回答ください。

入力欄の追加

事例等は、「[個別の審査の質についてのユーザー評価調査](#)」からも過年で受け付けております。

【2】に関するその他の自由記入欄

【特許（票1）】国内出願における特許審査全般の質について（2/2）

【3】五庁の特許審査の質に関しお尋ねします。[任意]

1) 他庁と比較できるほど審査を受けた経験がない庁がありましたらチェックしてください。

(複数選択可)

JPO USPTO EPO CNIPA KIPO

2) 次の各観点に関し、優れている・望ましいと感じる庁があればチェックしてください。

(複数選択可)

※上で選択した庁はチェック不要です。

※特に優れていると感じる庁がない観点、比較できない観点については、チェックしていただく必要はございません。

	JPO	USPTO	EPO	CNIPA	KIPO
1. 拒絶理由通知等の記載のわかりやすさ	<input type="checkbox"/>				
2. 発明該当性、産業上の利用可能性（特許適格性）の判断	<input type="checkbox"/>				
3. 新規性・進歩性の判断	<input type="checkbox"/>				
4. 記載要件の判断	<input type="checkbox"/>				
5. 判断の均質性	<input type="checkbox"/>				
6. 先行技術文献調査	<input type="checkbox"/>				
7. 審査官の技術等に関する専門知識レベル	<input type="checkbox"/>				
8. 意見書で主張した事項に対する応答	<input type="checkbox"/>				
9. 面接、電話等における審査官とのコミュニケーション(※1)	<input type="checkbox"/>				
10. 審査を通して付与された特許の権利範囲(※2)	<input type="checkbox"/>				

※1 面接、電話等で審査官とコミュニケーションをとっていない場合はチェック不要です。

※2 出願の開示や先行技術との対比において、十全な権利範囲となっているか評価してください。

JPO=日本国特許庁、USPTO=米国特許商標庁、EPO=欧州特許庁、CNIPA=中国国家知識産権局、KIPO=韓国特許庁

【3】に関する自由記入欄

(各観点についてのコメントや、上記以外の庁に関するご意見など)

【4】全体を通して、追加のご意見・ご要望等がございましたらご記入ください。[任意]

【特許（票2）】PCT出願における国際調査等全般の質について

以下【1】～【3】に、2023年度の国際調査等※のご経験に基づいてお答えください。

※国際調査報告(様式210)、見解書(様式237)、国際予備審査報告(様式409)

【1】2023年度の国際調査等全般の質についてどのように感じていますか。【必須】

満足 比較的満足 普通 比較的不満 不満

【2】2023年度の国際調査等の質に関し、以下の個別項目の評価についてご評価ください。【必須】

	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	わからない 経験がない
1. 国際特許分類の精度	<input type="radio"/>					
2. 除外対象に関する判断(※1)	<input type="radio"/>					
3. 単一性違反に関する判断	<input type="radio"/>					
4. 新規性・進歩性に関する判断	<input type="radio"/>					
5. 新規性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさ	<input type="radio"/>					
6. 国際調査等における判断の均質性	<input type="radio"/>					
7. 国際段階と国内段階との間での判断の一貫性(※2)	<input type="radio"/>					
7-1. 新規性・進歩性に関する判断	<input type="radio"/>					
7-2. 記載要件に関する判断(※3)	<input type="radio"/>					
8-1. 国内特許文献の調査	<input type="radio"/>					
8-2. 外国特許文献の調査	<input type="radio"/>					
8-3. 非特許文献等の調査	<input type="radio"/>					

※1 料率及び数字の理論や事業活動など、調査の除外対象とされたものに関する判断を評価してください。

※2 各段階ともに日本特許庁が判断したケースでの一貫性を評価ください。

※3 記載要件に関しては、国際段階では「重要かつ関連する問題」を伴う違反のみを指摘する運用のため、国際段階で指摘されなかった違反が、国内段階で通知される場合があります。これは運用に沿った判断である（判断の一貫性がないとは言えない）との前提で、本項目を評価ください。当該運用についてはこちら

1～8の個別項目のうち、特に評価の背景となった具体的な事例等があればお答えください。【任意】

i) 該当する個別項目

(選択してください)

ii) 評価の背景となった具体的な案件（出願番号、国際公開番号）や技術分野等

<記入例>
・①PCT//JP2022/012XXX
・②WO2023/012XXX
・技術分野：計測

※技術分野の表記が分からない場合は、[審査第一報～第四報の担当技術の概要 \(PDF:190KB\)](#)をご参照ください。

※判断の均質性の項目（6.）をご選択の際は、可能な限り、比較対象となる他の案件を含めて複数の案件をご記入ください。

iii) 満足・不満等と評価された主な理由

<記入例>
・①：〇〇な点で、〇〇と感じた。
・②：〇〇な点で、〇〇と感じた。
・①と②において、〇〇な点で均質性がないと感じた。

※複数の事例をご記入された場合は、該当する案件とその内容が区別できるようにご記入ください。

ご記入頂いた事例及び内容は、品質向上を目的として担当審査官にフィードバックすることがあります。
希望されない場合は右にチェックしてください。

担当審査官へのフィードバック不可

他にも事例等ございましたら、右にチェックしてご回答ください。

入力欄の追加

事例等は、「個別の審査の質についてのユーザー評価調査」からも過年で受け付けております。

【2】に関するその他の自由記入欄

【3】全体を通して、追加のご意見・ご要望等ございましたらご記入ください。【任意】